

適正処理の事務手続きに関するQ&A

問1：ホームセンターで購入した農業用のフィルムを、なぜ農協が回収・処理の世話をしなければいけないのですか。

(答)農協は農業者が組織する団体だから助け合うのが基本原則です。その組合員が個別に処理できないので組合として世話するということです。処理の責任者は農業者であることから、負担金を出していただくなどして適正処理を進めることが現実的です。

問2：排出責任者である農家が、農協を通じて処分業者、収集運搬処理業者に委託する場合、契約書の排出事業者(甲)には農協とか市町村協議会と記載してよいですか。

(答)自分で処理できず農協等をお願いする場合であっても、契約書の排出事業者(甲)には農業者個人名を記載します。複数名の場合は、〇〇ほか何名(別紙)とか、別紙に個人名を一覧にして記載します。農協や市町村協議会の名前を記載してはいけません。

問3：マニフェストの事業者(排出者)の欄に農協とか市町村協議会と記載してよいですか。

(答)マニフェストの場合は、差し支えありません。但し、そのマニフェストの廃棄物が誰が出したものか分かるように別途書類を整備しておく必要があります。もちろん農業者の個人名が書ける場合は個人名でも結構です。

問4：マニフェストの交付担当者の欄には協議会とか農協とかの名称だけの記載でよいですか。

(答)実際にマニフェストを書いたり交付した農協の担当者名前を記載します。何かことが起こったときに、その人に聞いたり、その人が解決するというために、協議会や農協名だけではいけません。必ず、責任ある具体的な個人名を記載します。

問5：知事又は政令市長に報告義務のある産業廃棄物管理票交付等状況報告書は、誰が報告するのですか。

(答)農業者の委任を受けてマニフェストを交付している農協や市町村協議会の場合は、知事等への報告は農協や市町村協議会の名前で行うことになります。なお、報告書様式の左はしの番号はマニフェストの交付番号にあわせるとよいでしょう。

(参考：問2～問4の回答根拠)

産業廃棄物管理票制度の運用について(通知)

(公布日：平成13年3月23日 環廃産116号。環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課長から各都道府県・政令市産業廃棄物行政主管部(局)長あて)

(平成19年12月13日に開催した東海プラ協の現地研修会において(社)日本施設園芸協会から説明された内容をもとにQ&A形式にまとめたものである。)